2　意見の概要は、できる限り所定の欄に記載することとし、意見の詳細を記載する場合には、別紙に記載して届出書に添付すること。

3　団体又は企業の場合は、氏名の欄にはその名称、代表者の氏名及びその団体又は企業を代表して意見を陳述する者の氏名（ふりがなを付すこと。）を、住所の欄にはその団体又は企業の所在地を、職業の欄にはその団体又は企業を代表して意見を陳述する者の職名を記載すること。

官報

―閣議決定等事項―

（内閣官房）

九月十八日（金）

○１般案件

一、行政刷新会議の設置について（決定）（内閣府本府）

○国会提出案件

一、行政組織の新設改廃状況報告書について（決定）（総務省・内閣府本府）

公告

諸事項

工場財団

東京都調布市調布ヶ丘３丁目５番地１**株式会社共和電業**の工場財団に東京都調布市調布ヶ丘３丁目５番地１調布工場の機械器具を追加する変更登記申請に係る動産につき権利を有する者、差押、仮差押又は仮処分債権者は、本日から32日以内に権利を申し出て下さい。

平成21年９月25日　　東京法務局府中支局

証票無効

○　所得税、相続税、贈与税、地価税、消費税、印紙税及び地方消費税（譲渡割）に関する質問検査章

平成20年７月10日交付　第平20―00012号

日野税務署　財務事務官　瀧　　浩一　名義分

平成21年８月24日亡失

上記のとおり証票亡失の届出があったので、亡失の日以降無効とする。

平成21年９月25日　　国　税　庁

公示送達

再審査請求人　山口県下松市旗岡１―４―１―205

小松イツヨ

上記の者に送達すべき平成20年労第167号業務上外関係再審査請求事件に係る裁決書の謄本は東京都港区芝公園１―５―32労働委員会会館内労働保険審査会が保管し、いつでも再審査請求人に交付するから、その受領方を申し出られたい。

労働保険審査官及び労働保険審査会法第50条において準用する同法第20条第２項ただし書及び第３項の規定により公示する。

平成21年９月25日

労働保険審査会会長　平岡　昌和

（備考）裁決の主文及び年月日

平成20年労第167号　業務上外関係再審査請求事件

裁決の主文　本件再審査請求を棄却する。

裁決年月日　平成21年１月14日

再審査請求人　埼玉県さいたま市北区土呂町１―70吉田コーポ202号

田邊　六朗

上記の者に送達すべき平成20年労第295号通勤災害関係再審査請求事件に関する裁決書の謄本は、東京都港区芝公園１―５―32労働委員会会館内労働保険審査会が保管し、いつでも再審査請求人に交付するから、その受領方を申し出られたい。

労働保険審査官及び労働保険審査会法第50条において準用する同法第20条第２項ただし書及び第３項の規定により公示する。

平成21年９月25日

労働保険審査会会長　平岡　昌和

（備考）裁決の主文及び年月日

平成20年労第295号　通勤災害関係再審査請求事件

裁決の主文　本件再審査請求を棄却する。

裁決年月日　平成21年４月８日

再審査請求人　神奈川県海老名市東柏ヶ谷３―３―20さがみ野ハイツ105

セルナ　リビア　ポール　ヘンリー

上記の者に送達すべき平成20年労第374号障害関係再審査請求事件に関する裁決書の謄本は東京都港区芝公園１―５―32労働委員会会館内労働保険審査会が保管し、いつでも再審査請求人に交付するから、その受領方を申し出られたい。

労働保険審査官及び労働保険審査会法第50条において準用する同法第20条第２項ただし書及び第３項の規定により公示する。

平成21年９月25日

労働保険審査会会長　平岡　昌和

（備考）裁決の主文及び年月日

平成20年労第374号　障害関係再審査請求事件

裁決の主文　本件再審査請求を棄却する。

裁決年月日　平成21年４月30日

再審査請求人　福岡県三井郡大刀洗町大字本郷3421―１

川﨑　辰夫

上記の者に送達すべき平成20年労第431号業務上外関係再審査請求事件に係る裁決書の謄本は東京都港区芝公園１―５―32労働委員会会館内労働保険審査会が保管し、いつでも再審査請求人に交付するから、その受領方を申し出られたい。

労働保険審査官及び労働保険審査会法第50条において準用する同法第20条第２項ただし書及び第３項の規定により公示する。

平成21年９月25日

労働保険審査会会長　平岡　昌和

（備考）裁決の主文及び年月日

平成20年労第431号　業務上外関係再審査請求事件

裁決の主文　本件再審査請求を棄却する。

裁決年月日　平成21年５月27日

公示催告

次の申立人から別紙目録表示の有価証券について公示催告の申立てがあったので、その所持人は、下記権利を争う旨の申述の終期までに当裁判所に権利を争う旨の申述をすると同時に有価証券を提出してください。もし下記権利を争う旨の申述の終期までに申述及び提出がない場合には、その無効を宣言することがあります。

平成２１年（へ）第７号

石川県金沢市西金沢３丁目124番地

申立人　天狗中田産業株式会社

代表者代表取締役　中田　二郎

権利を争う旨の申述の終期　平成21年12月10日

平成21年９月１日　　金沢簡易裁判所

（別紙）　目　録

小切手　１通

小切手番号　10704

金額　80,000円

支払人　株式会社北陸銀行安江町支店

支払地　金沢市安江町１丁目

振出日　平成９年６月10日

振出地　金沢市

振出人　株式会社北陸銀行安江町支店　支店長　今村　　徹

最終所持人　申立人

平成２１年（へ）第１号

東京都新宿区上落合２丁目13番３号

申立人　株式会社全音楽譜出版社

代表者代表取締役　本間　紀幸

申立人代理人弁護士　佐藤　明夫

同　　河村　敦志

権利を争う旨の申述の終期　平成21年12月15日

平成21年９月１日　　三島簡易裁判所

（別紙）　目　録

小切手　１通

小切手番号　ＤＡ88268

金額　447,749円

支払人　三菱東京ＵＦＪ銀行三島支店

支払地　静岡県三島市

振出日　平成21年７月15日

振出地　静岡県三島市

振出人　有限会社やまがた楽器店　代表取締役　山形　正明

最終所持人　申立人